と言う言葉で考えなければならないことを示唆している。

古くから領海の幅については、世界各国が容認した正確な協定というものがなく、

各国の慣例的な方法のものであ

ったが、それが最近特に自国の資源や権域を守るため、一方的な海洋境界線などを宣言する国が多くなってきている。 ここでは領海制度などの発達や各国の領海などに関する主張を通じ、マクロ的にその趨勢及び南北性の一面につい

て、歴史地理的立場から触れてみたいと思う。

海 洋境 域 の変遷とその 趨 勢

め

は

じ に

に、アレキサンダー(Alxandre)によれば、これはバンダリー(Boundary)というよりも、フロンティア(Sea Frontier) 及ぼすものである。特にこれは、内海・領海・接続水域・大陸ダナおよび公海に分けられてこれまで論じられてきた。 海洋境界線は、概して海の方向へ向って伸びており、その機能や位置もしだいに漠然としたものとなっていたため 海洋境界線は、 一国家の主権が公海に及びらる空間的限界を画するものであり、 したがって、多くの国家に影響を

太 田

晃

舜

### (一) 古代・中世

も人類が最も自由に利用・活動のできる場として利用され、何人に対してもその活用を拒まなかった。 してその生活の維持・発達を図る一つの役割を果していた。太古の原始共産制社会においては、 海洋は有史以前から沿岸住民が食料の一部を求める場であり、自然的生活環境のなかで能動的に自然を利用 水界もその中の資源

したがって、特定の民族または国家が陸上の領地に見られるような占有権の主張を海洋に対して確立したことは

く、海洋はあくまで諸民族共有のものであった。

割されるようになった。おそらく海洋分割の初期的段階とでも言うべきであろう。 たこともあった。それが、皇帝の死後二子により、 の世界支配の意識が、当然海洋に対しても領有権的観念をもったことであり、地中海をローマ皇帝の管轄と称してい 西暦三九四年ローマ帝国が統一されるようになり、地中海を自己の海 (mare nostromovement) とするローマ帝国 中海における海賊の横行が、古代においては通商の重大な障害になっていたことであり、このような環境のもとで、 岸はすべての人に共有である」(こと述べていたが、しかし、以上はローマの一般慣行とは一致しなかった。 二世紀初頭に、 ローマにおいて海の法的地位の中で、 ローマ帝国は地中海を中心から南北に連ねる線を中心に東西に分 マルキアヌス (Marcianus) は、「自然法によって海および海

中世になり社会・経済・技術などの進歩・発達がみられるようになると、海洋領有に関する公権力支配の主張のほ

う芽が認められるようになってきたのである。

が見られるようになった(3)。

七世紀に、 地中海東部にサラセン帝国が栄え、地中海のみならず、ペルシャ湾・紅海などもマレノストロ化したこ

とがある。

ン・ノルウエーなどの北海域を中心に支配していた。 一〇世紀には北欧のノルマン(Norman・バイキング)が、 イギリス・フランスの北部・デンマーク・スウエーデ

うになり、彼らは相互の防衛のために船団を組織し、武力によって通商航海の安全を確保しようとした。これらのこ が、これも名目的なものにすぎなかったのである。 とから、一二世紀初頭にイルネリス(Irnerius)によって、海の法的地位が唱えられ、「海は使用についてはすべての 発達し、それらの権利を独占しようとするため、海洋に対する領有が主張されるようになって、公権力支配のほう芽 タリア・スペイン・ポルトガル・イギリス人などが、海上通商によって巨利を占めるようになるに従い、海上交通も 人に共同であり、その所有権については無主物である。ローマ皇帝は海に管轄権を行使する」(②という学説をたてた このように北欧のバイキングやイスラム教世界をつくり上げたアラビア人が海洋に進出するようになり、次いでイ 一一世紀からイタリアの商業都市が繁栄し、商人達は仲立貿易に従事しはじめたが、地中海の海賊に襲撃されるよ

外国船が許可なしにこの海域を航行するのを禁止したのである。 一三世紀末になると最早ノルウエーは、グリーンランドからノルウエー海岸までの北方海域全般の領有を主張し、

つれ、ノルウエーは、それを阻止しようとして、英国との間に紛争を起し、結局、英商船に通航料を支払わせること その結果、一五五三年には、発展し始めた英国と、北部ロシアとの通商拡大による北方海路の交通が盛んになるに

このように、ノルウエーの海洋権域の主張は、 応解決した。

六カイリ)までの漁業水域を設定するようになり、 五九八年八月一日に至り、 やはり英漁船四雙をその翌

7

イスランド周辺四ミ

1 ル

(Mil·

で見える範囲内とする「視界線」(4)が設定されていたものである。 年逮捕する事件が発生した。この時すでに沖合への権域の範囲は、 陸地 心から目

説(6)を唱えたのもやはりこの頃である。 タリアのバルトルス (Bartolus) 沿岸近接外国軍艦の敬礼を命じる慣行が行なわれるようになっていた(5)。 一世紀頃には、 ∄ ーロッパ諸国では、沿岸海における敵対行為の禁止や、 が領海一〇〇カイリ説または、 海上二 日 路

(8) わけである。 はポルトガル領、 の巨離に当る子午線の境界(四六度W)として決定され、この線以東の新発見 によってさらに改訂され、ベルデ岬諸島の西方三七〇リーグ(一一一カイリ) えつており、翌一四九四年のトルデシラス条約 (The Treaty of Tordesillas) 四九三年には、 以西はスペイン領とすることを 法王の ローマ法王がポルトガルとスペインに大洋分割の特許を与 権威によって認めた

度E) も、

論理的に言えば、

その反対側の、

日本とオー

ス

トラリアを連ねる線

両国の将来発見すべき新領土の境になるはずであるが、この付近に (一三四 2 X SSS スペインの植民地 新航路の発見 図図 ポルガルの植民地 カリカッ 494年0条約 によるスペインボ アメリゴーベスす (1497-1502) ルトガルの境界 マジェラン治的

第1図 新航路の発見

ついては、当時誰一人として地理的知識を持つ者はいなかった。

しかし、このスペインとポルトガルの海洋支配に挑戦したのが、 オランダとイギリスである。

一五八八年にオラン

ダは、英国海軍と連合して、スペインの艦隊を撃破してより、彼らの海洋支配に大打撃を与えるようになった。

航路の争奪をめぐり、 ドに進出し、一六〇二年には東インド会社を設立して武力をもってその商権を擁護した。このようにして、東インド 五九五年には、オランダがスペインの禁を冒して希望峰を回り、スペイン・ポルトガルの独占下にあった東イン オランダ・スペイン双方の船隊はしばしば衝突しては、 相互に掠奪を繰返す(9) という情勢に

なってきた。

近世

中世的制約から開放されると、近代国家が自国の力以外にたよるものはなく、 沿岸からある範囲までの海域に特殊な地位を主張することを、合理的であり現実的であるという考えになっ 国土を防衛し経済的利益を擁護する

てきた。中立の維持と安全保障・自国民漁業の保護・関税と衛生の問題が議論の中心となってきたのである。 これらの例証をくまなく述べることは不可能であるが、例えば一六〇四年三月一日、英国は、当時世界商業の覇者

引いた直線以内の海域の中立維持のために管轄権を行使することにしたいきさつと、かつてスペインとの海上紛争を であったオランダの私掠船舶が英国近海に横行しておったので、英国沿岸の湾・入江・泊地および岬から岬にかけて 正当化するため、その基盤となったのが、一六〇九年に発表したオランダのグロチウス(Grotius) の「自由海論」

209 (Mare liberume) であり、海洋の自由を主張したのは、 チウスも「視海説」は認めていたらしい(10) とされている。 一にこのような背景があったのである。 しかし、このグ

210 周辺、グリーンランド沿海、ノルウエー沿海などにも漁業水域の保護策がとられた。 岸四ミール(Mil・一六○カイリ)、一六三一年には四~六ミール(一六~二四カイリ)以内とし、その他ファーレ島 域の範囲とし、デンマークやノルウエーも、古くから視界限界の漁業水域を主張し、一五九八年にはアイスランド距 当時スコットランドは、古くから沿岸の入江と、沿岸海の一ランド・ケニング(一四カイリ)をニシン漁の漁業水

Maris) を発表して、グロチウスの「自由海論」およびオランダのイギリス海岸漁業権の主張に反対し、海の権域を ダは「およそ一国の領海は、 その国の実力の及ぶ範囲でなければならない」(三) と言り実力説を唱え出し、 これに対 し、イギリスのセルデン (Selden)は、一六一七~一六一八年にかけて「閉鎖海論」(Mare clausun sive de Dominio かつてイギリスと共同作戦をとっていたオランダが、一六一〇年に英国近海で漁業権をめぐる論争を起し、

オラン

めぐる論争は激化することになった。

海は何人も閉鎖できない」(ヨ)と述べ、グロチウスに近い考え方であり、この時代から領海と公海の概念があったもの る。また、彼は「海は自然によって万人に開放され、その使用は空気の使用と同じく万人に共有である。したがって 二日路説を唱え、 る」(②と言い、したがってローマ法学者としては、ゲンチリスにいたってはじめて領有海の観念ができたと考えられ 「海の陸地に近い部分は一国の領有に属する、そして領域という言葉は陸地と海の両方に使用され

他方、一六世紀の末にイタリアのゲンチリス (Gentilis) は、バルトルスと同様に、海洋一〇〇カイリ説または海上

保護を考えるようになり、 七世紀のはじめには、 各国は漁業の経済的価値を認めだしたのである。しかも、重商主義的発展は、 イギリス・フランス・スペイン・ポルトガル等も自国の沿岸漁業や、 海外の植民地漁業の 多くの国際

と思われる。

原動力ともなった。この頃イタリアのサルピ(Sarpi)が、「豊穣な国土を有し、住民に十分な生活資源を有する国は、 的 サーキュレー ション(circulation)を深め、国家意識というものも強まり、それが国際法の必要性を推進せしめる

使用しらべきである」(4)と唱えたのもこのような背景があったのである。 海上漁業に利害薄く、これに反し、国土狭く、海に生計の資を得なければならない国は、広い範囲の海洋を独占的に

海の観念は「海岸から見える範囲」として「視界説」を認め、また、「物理的には海洋の実効的支配は 可能であるけ が見られるようになってきた。 れども、法的には沿岸海域だけが領有できる」(5)と称し、沿岸海域と外洋とを区別して論じたように、具体化の傾向 なお、一七世紀の後半ともなると、ドイツの学者プーフェンドルフ(Pufendrf・一六三三~一六九四)もやはり領

る」とし、「国土の支配権は、武力の終るところで終る」(terrae potestas finitur Ubi finitur armorum Vis)(宮)と もに、海岸に接続する海については沿岸国の領有を認め、その範囲は、海岸から大砲の弾丸が到達する距離までであ Bynkers hoek ⋅ 1673~1743) 述べたことからも判断される。これが着弾距離説の起源である。 この傾向は一八世紀に入って、一層明確になってきた。 それはフランス の バインケルスフーク (Cornelius Van の説からもうかがえる。すなわち「広い海洋についてはその自由が確立しているとと

211 の範囲であると唱え、また、一七九五年にもやはりイタリアのアズニ(Azuni)は、 同様に一七八二年に、イタリアのガリアニ(Galiani)は、 八~一九世紀に入り、近代国家が戎立するようになると、 これをそのまま領海の範囲(で)としている。 着弾距離を三カイリとし、 国際交流も盛んになり、 海上交通も発達するに従い、 大砲の着弾距離を三カイリと その二倍である六カイリが領

監視水域・領海・無害通行権などの概念も盛んになってきた。 かつて海洋の一般的自由を否定していたイタリアのゲンチリス(Gentilis: 1552~1608)でさえ、

すでに「無害通

である」とする最近の領海理論について述べていた。したがってバッテルにおいてすでに中世的「閉鎖海論」から近 て説いていたと言われている。そして「主権者はその海域に陸地と同じ権利、すなわち、沿岸海域が国家領域の一部 行」(innocent pasage)の概念は認めていたと言われ、一七世紀頃のブアッテル(Vattal)は「無害通行権」につい

しかし、その後といえども、領海の幅については各国一様ではなく、大体先進国などは三カイリとする習慣と、

代的「領海理論」(2)ができはじめていたと考えられる。

海自由の原則を続けてきたのである。 また、密輸とりしまりのため、一七一九年から一七三六年にそれぞれ二リーグ(六カイリ)や四リーグ(一二カイリ) 近世初頭以来、 ョーロッパを中心とする貿易の急速な展開は、とくに自国の貿易政策のため関税政策が採用され、

の「限界水域」を規定するようになっていた。一九世紀には、資本主義の発展に伴い、 「監視条例」が公布され、一八〇二年には、その水域距離が沿岸から三一〇〇リーグ(九~三〇〇カイリ・一八〇九 密輸も増大し、さらに多くの

年)などの国々が生ずるようになったのである。 他方、『海洋を世界各国の船舶が、、どこでも自由に航行できるようにすることは、世界経済上必要と認識され、

害通行権」はほとんど確立されるに至った。 かくて、「監視水域」・「領海」・「無害通行権」などが、 その時代に即応

| 毎洋領有主張と紛争

した措置としてしだいに結実の方向を示して行ったのである。

っていた。

イリの漁業水域を設定していたのである。

の漁場へ進出して行き、零細な沿岸漁民との間に深刻な紛争を続発(日)させることになったのである。 ールなどの新しい漁法の採用により、漁業効率が大幅に増大した。その結果、大資本をもつ漁船隊が、 九世紀末から二〇世紀の初頭にかけて、産業革命の影響をうけ、 漁業技術の進歩と、 漁船の大型化がなされ、

ないとして、論争となり、結局デンマークはアイスランドにおいて、距岸三カイリまでの漁業水域とせざるを得なか 域四ミール(一六カイリ)に対し、英国はいかなる国も沿岸から三カイリをこえる海域に主権を主張することはでき 例えば、デンマーク領アイスランド沿岸海域では、英・仏・ベルギー等の漁船が漸次進出し、デンマークの漁業水

ったのである。

て、漁船逮捕などの事件にまで発展したが、英国は三カイリを主張していたので、事実上強制できない破目におち入 の目的であったが、その後漁業や中立の目的になってきた。そのほか、漁業を保護する目的から、有害漁具の 止区域を一二カイリ以内としておったのである。ところが、一九〇三年頃からこの漁場へ英・独の漁船隊 が

スペインとポルトガルの両国は、一八世紀以来領海の限界について六カイリ主義を採用してきた。最初は関税監視

213 鯨漁業と紛争をおこすことをさけるため、三カイリを用いることにした。しかし、一九○九年一二月一○日には、一 シアのような広大で複雑な地理的条件の国としては、当然とも思われるが、一八四六年にベーリング海の英・米捕 他方ロシアの領海制度は、各地域の特性を考慮して、それぞれの目的ごとに別個の限界を定めることにしていた。 「関税監視限界」を公表している。 また、 一九一一年五月二日、太平洋海岸における漁業に関し、一二カ

とすること、 漁業などのすべての目的に関してもノルウエーの領域と解釈されるようになった。その後、フィヨールドは内水 - ルウエーでは、一八一二年領海の範囲は四カイリと定めていた。これは「中立水域」ということになっ て 最遠の島礁を結ぶ「直線基線」を採用するなど、その権域を広く定めていたが、英国の漁船が進出する い た

ようになるとともに紛争が生じるようになってきた。

三カイリは、 時のイギリスは、 の優越した海軍力と外交的圧力を背景にして、他国に強要されることになったのである。 各国との間に紛争を起し、 以上のように、漁業限界の画定をめぐる紛争は、英国遠洋トロール漁業の展開に伴って、その出漁先となった沿岸 本来の合理性ではなく、力(Power)による侵略的な性格が前面におし出されてくることになったので インドから東南アジア、中国にまで盛んに進出して行った隆盛な時代であり、漁業の場合も、 英国の領海三カイリ説は、具体的に外交政策として現実に推進されていったのである。 かくして、領海においても

ある。

義の採用は堅持し、そのかわり、

義に帰依することなく、 機会あるごとに彼らの 領海幅を 主張してきたのである。 それらがしだいに 英国の漁船を一定区域へ入漁の許容の形式をとった。そして英国の説く三カイリ主 接 続水

しかし、アイスランド・ノルウエーの領海四カイリ、スペイン・ポルトガルの六カイリ、ソビエトの一二カイリ主

(Protective Zone) や「大陸だな」 (Continental shelf) 問題ともなり、 自国の漁場を保護しようとする方向に進

んでいくことにもなる。

に三カイリ以上の中立国の領海主張をまったく無視されたのである。このような中立限界の画定は、第一次世界大戦 九一四年八月に第一次世界大戦が勃発すると、 ヨーロッパ海域には激しい通商破壊戦が展開された。 開戦と同時

中においても、 交戦国と中立国との力関係を反映するものであった。

交戦国の双方が三カイリ主義を支持し、 他の国では領海三カイリ主義が貫徹されず、領域内の一定区域において中立維持の責任を交戦国双方に対し かつ、バランスが交戦国側に圧倒的に有利に展開した第一次大戦に

て平等にはたすという合法的な逃げ道をえらび、領海の一般的限界とは区別された意味での「中立限界」という新し

ぞれを主張するようになり、「接続水域」を設けることが理論化され、 度も、沿岸から一二カイリまで管理権を行使していた。しかし、それをのがれるため、沖合で取引をするようになっ となり、世界各国は、領海は三・四・六カイリをとりながらも「接続水域」を六カイリから一二カイリなどと、 たため、 い制度が採用されたのである。 (一二カイリ) までの海域において、米国の港にむかう船舶について管理をおこなうことにした。 他方、一九二〇年、 一九二二年に一二カイリ内に対し、「臨検捜査権」を主張するようになったのである。 これらのことが原因 米国において禁酒法が施行されると、 密輸船が急増し、 これらのことが背景となって、 これを取締るため、 また、 沿岸から四リーグ 領海制度法典 関税監視制 それ

# 領海幅員に対する各国の主張

215 至らなかった。その後も領海制度の問題はあらたな発展をみることもなかったが一九四七年の国際連合総会の決議に 国際法典編纂会議で審議されたが、 海洋境界は、 世界で海洋に面する国にとり重大な影響がある。 領海の幅員に関して一致した結論に到達できなかったため、 領海制度の問題は先に一九三〇年ヘーグにお なんら決定をみるに

いて

216 等の問題をふくむ)とともに再びこの問題を取り上げ、一九五六年の第八会期に最終案を作成し、これを「海洋法」 基づいて設置された国際法委員会(国際法の法典化とその漸進的発達を任務とする)が、公海制度(大陸だな・漁業

なかった。 一九五七年にパーシー(Pearcy)は「地理的見地からみた海洋法」の中で、 内海・領海・接続水域・大陸棚

の一部として国際総会に報告した。この「海洋法」案は、一九五八年の第一回の海洋法会議にかけられたが、決定し

破棄する必要を認めない。それどころか、これら協定を基にし、領海を最大限に拡張する試みを含めて緊急な問題を 解決しなければならない。なぜならこの問題のために目下国家間に摩擦と紛争がぼっ発しているからである」マタンと主 は重複し合う水域であることを指摘しているધのことからも、まことに複雑な問題なことなっているのである。 第一回海洋法会議の時、 ソ連の代表は「五八年のジュネーブ会議は、人類社会の歴史的発展の産物であり、 なんら

(特に汚染の防止を含む)等の問題と並んで、「領海(その幅の問題と国際海峡の問題を含む)及び接続水域」 同会議におけるその決議によれば、深海海底区域・公海・大陸棚・漁業及び公海生物資源の保存・海洋環境の保存 第二回の会議は、一九六〇年にいずれもジュネーブで開催された。

張し、すでに警告を発していたことがある。

題が審議された(3)が、明確な決議は得られなかった。 さきに報じられた一九五三年のフランソワ報告による領海の幅員を見ると、三カイリ主張国は二二カ国 で 一番 多

する国は六カ国(一〇・五パーセント)である。なお三カイリ主張国は、アジア・東南アジア・西欧の諸国に多く、

次に六カイリ主張国は一三カ国(二二・八パーセント)、 一二カイリを主張

く、全体の三八・六パーセントを占め、

+)-

いるのに比し、

一二カイリが一三カ

国 K

K

四 パ

ì

セ

ン

トとなり、

な

カゝ

は

○ヵ国(七・三パーセント)といずれも一

五三年より全体の比率からみると低くなっ

≡. る国も現われるようになっている。 を主張する (一九七一年 なお、 五パ ·ルバド 現在各国の主張している領海の 1 セ 国 ルのように二〇〇カイリを主張 一二月現在) 一四カ国で、 トと従前と比較すると漸減 は 全体の比率で 領海二カ は 幅 イ

域までをその主権下におさめることを認める 二ヵ国(三七・九パ ことになると反対(2)している情勢であっ て おり、 九六〇年になると、三カイリ主張国が二 これに対しソ連では、各国が公海の ļ セント)、 六カ ィ ij から

利を主張するようになっている。

しか

Ļ

アジアでも中国は、

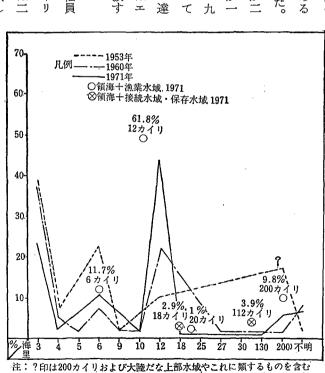
領海一二カイリ

カイリ以上の二〇〇カイリにも及ぶ海域の権

の範囲を超過する一方的拡張に賛成

中南米諸国の多くは、

大陸棚上部水域およびこれに類するもので、



(太田原図)

各国の領海の主張および一方的漁業水域等の推移

218 ている。 くの国がこれを主張するように変化している。その他一八カイリ・二五カイリ・三〇カイリ・一三〇カイリの領海を カイリを主張する国はわずか二カ国であるが、一二カイリは四五カ国に達し四四・二パーセントで、今までになく多 四カイリ主張国は三カ国で二・九パーセント、六カイリ主張国は一一カ国で一〇・七パーセント、

主張する国が各々一カ国づつあり、二〇〇カイリ主張国は六カ国に増加しているほう。

よび大陸ダナ上部やそれに類する海域の占有を明示して主張する国は全体の九・八パーセントにもなり、しだいに海 八カイリ・一一二カイリを自国の領海の外に、接続水域および保存水域として主張する国もある。これらを加味した 場合、一二カイリの権域を主張する国は全体で六三カ国、実に六一・八パーセントにも達している。二〇〇カイリお 漁業水域として自国の領海の外に六カイリ・一二カイリ・二〇カイリおよび二〇〇カイリを主張する国や一

洋境界線を外洋へと漸次増加する傾向を示していることが明らかである。

張の理由を如実に物語っている。 拡張行動は自国の経済発展と、国民の安全を願う無防備沿岸諸国の自然の解答である」(3)と声明したことは、その主 なっており、 一二カイリ領海主張国は、アフリカと東南アジア諸国において多く、二○○カイリの主張国は、 なかでもブラジル代表は、 一九七一年三月の国連委員会の会期で、「国家司法権の二〇〇カイリまでの 中南米諸国に多く

世界の全般傾向としては、自国の海洋境域を拡大する方向に進んでいることは事実である。 西欧諸国や日本などはこの段階では三カイリを主張している国が多い。ここにも南北の主張の差が感じられる。 しかし西欧でも漁業国は領海のほかに一二カイリの漁業水域を主張する国も多くなっているのをみるとき、やは

いては次のような規定がある。

れているのである。

## Ξ 海洋権域主張に関する南北性

#### (+)大陸ダナ及び 海底開

政府の管轄権を行使するという立場を明らかにしたことを契機として、大陸ダナに対して管轄権を主張する諸国が相 九四五年米国において主張した大陸ダナ宣言で、 アメリカ沿岸の大陸ダナの天然資源の開発について、 アメリ カ

次いで生じるようになったのである。

の海底が、陸上の境界線と同じように分割するまでに進むもの(タロ)と考えられよう。なお、「大陸ダナ天然資源」につ 発が技術的に可能となりつつあり、現在その海底がいずれかの沿岸国の大陸ダナということになる。 権利の及ぶ範囲であり、水深二〇〇メートルというのは、 メートルをこえる場合には、天然資源の開発可能の限度までという一項がある。したがって、それ以上の海底でも開 大体ヨーロッパ北西部の実情を基準としたもので、二〇〇 最終的には世界

その結果できたのが、大陸ダナ条約で、まづ、沿岸国に対して大陸ダナを探索し、その天然資源を開発する主権的

海床および地下の鉱物・その他の非生物資源。

b

219 このような資源はきわめて多くの範囲にわたったものを指しているから、今後いろいろの論議を呼ぶものまで含ま ことができない生物。 定着種族に属する生物、 すなわち収穫期において、 海床の表面もしくは地下に絶えず接触していなければ動く

度に発達した科学技術は地球表面の七割を占める海に挑戦するようになっており、海底の鉱区に関する課題までが 大陸ダナ条約の一部分に「海底の区域の天然資源の開発を可能とするところまで」(ミロ)という項目があり、最近の高

において初めての海洋掘削が行なわれている。(??) その後、カスピ海(Caspian sea)マラカイボ湖 起されるようになっている。 世界の海洋石油開発の歴史は、一八九〇年に遡る。同年・アメリカのカリフオルニア西海岸とわが新潟県泥瀬海岸 (L. Maracaibo)

等でも開発が行なわれたが、第二次大戦までは、木製の棧橋によって沿岸浅海域を掘削するに止っていた。 しかし、今日では、進んだ掘削装置が開発され、世界各地で活発に採鉱開発が行なわれるに至り、すでに年間探鉱

最近における海底資源の問題化している海域について概観すると、東南アジア・西アジア・太平洋・日本周辺など

投資額では陸地を上回る勢いで、海洋へと関心が高まっている。

でそれをみることができる。

東南アジアでは、シャム湾南方、マレーシア国境に近いソンクラ沖合約二〇〇数一〇キロの海域で、

シア・南ベトナム三国による領有論争があった。 マレー半島東岸のほぼ中間にあるクアンタンから東へ約一八五キロメートルの海域、東マレーシアのサバ・サラワ

ある。 ク沖合、インドネシアの東カリマンタン沖合、南ベトナムの南部大陸ダナ沖合、フィリピンのパラワン島沖合などで

西アジア方面(30) では、 アラビア湾海域のドラ・ガス田、 クウエートの沖合のカフジ・フード・ドラ油田など豊富

な所が多い。

海洋境域の変遷とその趨勢 現代の高度に発達した科学技術は、大陸ダナから深海海底の開発にまで進み、大陸ダナの限界や深海海底の国際管

中国では、大陸ダナ石油開発に本腰を入れ、黄海・東シナ海・南シナ海から海南島沿岸のトンキン湾にわたる広大 太平洋・日本周辺では、高度に発達した科学技術により、最近は特に海底開発の関心が急速に高まりつつある。

な海域であり、東シナ海の尖閣列島や日本の西九州沖にまで範囲が及んでいる。

北西オーストラリア大陸ダナでも、ノースランキン・スコットリの西海域でガス油田を開発し、

北西オーストラリ

沿岸各国の

ア大陸ダナのペダウ沖地域にも及んでいる。

領海権をめぐって、争いが発生する危険性がある。 日本周辺は、黄海・東シナ海・台湾海峡・その他南シナ海などに石油があるとされるが、この海域は、

る 最もスケールの大きな問題は、太平洋の数十メートルの海底に眠る金属鉱物資源の開発が注目されてい る の で あ

Ľ ッパ海域では、 北海・バルト海・アドリア海は大陸ダナの境界線が画定されている。 北海のイギリスに近い

所では石油がもはや採掘されている。

1

理の問題などが、どのように調整されるかは、今後の課題である。

経済水域主張の差異

221 新しい概念である。もっとも第二次大戦直後から一九五〇年ころにかけて、領海の外に沿岸国の漁業に関する管轄権 経済水域、 特に漁業水域は、 領海の幅員の問題と関連して、ジュネーブ海洋会議以来提起されるにいたった極めて

を拡大しようとする主張が、中南米その他の国によって相次いで行なわれた。

なった事例も少くない。 水域に対してこれを適用しようとするものであったので、主要海洋国や水産国から強い反対が表明され、国際紛争と しかし、それは一方的な措置として、しかも大陸ダナの上部水域や二〇〇カイリ(マイル)の範囲にも及ぶ広大な

立(31)の一因となっている。 「漁業水域」は、このような漁業国の漁業独占に対する沿岸国の要求として提唱されたものである、これが南北対

このような情勢に対処するため、漁獲に制限を加える諸協定や漁業専管水域が生ずるようになったのである。

は周知の事実である。 処するためである。同国が日・加両国とともに北太平洋漁業条約を締結し、サケ・マス乱穫に制約を加えていること 他方中国では、一九四九年の革命以来漁業の発展は飛躍的で、一九六二年の漁獲達成目標を八〇〇万トンにしたこ 例えば、アメリカが東太平洋のキハダマグロ規制水域を設定したこともやはり外国漁船による乱穫や領海侵入に対

を定めることで合意が成立したことなどもよい例である。 ようになった。また、日本とソ連との間でオホーツク海周辺も規制されるようになった。 る国際的入会漁場でもある。それだけに過去何回かトラブルも起きており、やはり各種漁業規制ラインが設けられる イスランドの一方的な専管水域拡大によって英国と断交寸前にまで至った両国間の〃タラ戦争〟は漁業区域と漁獲高 ヨーロッパの北洋では、ア

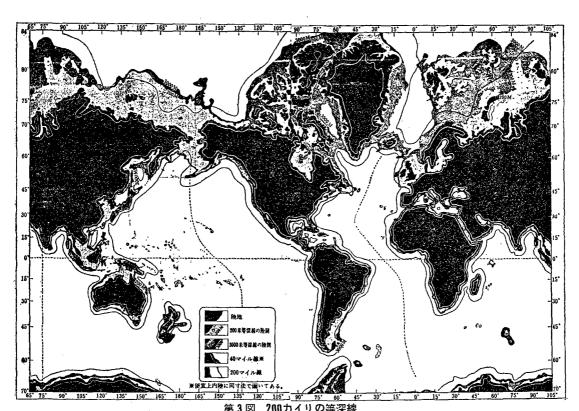
ともあると称される程で、日本の以西漁業の漁場とも一致している。そこは、韓国船や、

稀にはソ連漁船も姿をみせ

ト、北太平洋のナガス鯨も一五パーセント減少するような協定に基づき、国別配分が決められた。

捕鯨関係国で協議し、例年より二四パーセント漁獲を減少するし、イワシ鯨が一〇パーセン

南氷洋のナガス鯨も、



第3図 200カイリの等深線 L・G. ウィークス;海洋石油資源の開発動向と展望(天然ガス, 1973・12・天然ガス鉱業会)より所収。 (1973年4月, 国連の依頼により調査提出した報告書によるもの)

経済水域二〇〇カイリ」を設定しようとするアジア・アフリカ諸国の主張が主流を占めており、もしこれが決定する を設けることや、「領海二〇〇カイリ説を唱える中南米諸国や、「領海一二カイリ、 他方、最近における自国の経済水域の拡大の動きは活発で、領海のほかにエコノミック・ゾーン(Economic Zone) そのほかに資源自国活用のための

と、先進漁業国は多大な影響を受けることになる。

れ、その影響が現在にまで及んでいる。 なわれるようになり国際貿易が急速に発達したのである。この場合、やはり先進国により貿易及び海運を多く占めら 界経済が盛んになってからのもので、特に一八世紀の中葉から産業革命が進行するに伴って大量生産・大量交通が行 国際貿易は、 一五~六世紀以後の近代市民社会の成立にともなって、国民経済が成立発展すると同時に、

知り、ムーディ (Moodie) は、これをヨーロッパにおいて海図方式で示した(33) ことがある。 かつてボッグス(Boggs)は、主張する水域の幅と、 その国の対外貿易量との間には、 直接関係がある(32)ことを

九七一年の国別貿易量でみても、輸出・輸入それぞれ一〇億ドル以上の量を有する国は、ベルギー・西ドイツ・

ダ・ソ連などの先進国によって占められている。最も貿易量の少ない国は、南半球の発展途上国全般に認められる。 オランダ・イギリス・イタリア・フランスなどのヨーロッパにおける古くからの先進貿易国や、日本・アメリカ・カナ これらの現象は、 全般的に見て、先進国は領海などの幅員をせまくするように主張し、発展途上国は広くするよう

この趨勢は、国別の保有商船数からみても同様な傾向が現われ、一、〇〇〇万トン以上の保有数を有する国は、 日

にし、それが南北の差異となって現われている。

本・イギリス・ノルウエー・ソ連・アメリカなどの先進国である。 由を主張し、国際カルテルである定期船運賃同盟の閉鎖性に非難を持つ国々は、 「便宜置籍船国」と呼ばれる国々は別として、総体的に見てアフリカや中南米は、 しかし、ギリシヤ・リベリア・パ 保有船舶数が少ないか、又は、 自国船優先主義をとり、 後者の広い幅員を ナマ の 海運の自 よう 登録

すということで、漁船・商船などについては無害通行権 (innocent passage) されていない国数が多く、やはり領海の幅員に関しても、 自由通行権 主張する国々が多くなって現われている。 領海が一二カイリになった場合、 海洋交通に関して概観するに、 (free passage) が認められる。 現行法では領海内といえども、 極めて多くの海峡が公海から領海に変わり、(3)軍艦や潜水艦の航行が制約をうけ 前者の狭い幅員主張国が多いのに対し、 沿岸国の平和・秩序・安全を乱さない限り航行を許 が認められている、 もちろん領海外は

海水汚染防止に関しても、 一応の方向が示されてはいるが、 正式には採用されていない。

(旗国主義)

ることになるため、米国やソ連などは、領海とは別に海峡については自由通行権を認めるべきだと主張するようにな

り、ここにも領海幅員が問題視される一因もある。

開発途上国は、 られている。したがって、海洋に多く進出している海運国には都合よいが、最近のように汚染が問題化してくると、 現行法では、 自国沿岸には汚染防止ゾーンを設け、ゾーンの中で油を流出する船については、 船舶の違法行為については、その船の所属する国が処罰する権限を持つという原則 国内法で逮捕・処罰

することを主張する国が多くなっており、このままではいつまでたっても汚染はなくならないという不満が強い。 以上のように、大陸ダナ・海底開発・経済或は漁業水域・海峡通航及び海洋汚染の問題に関しても、 南北対立の様

相が強く、どこに妥協点をみだすか今後の大きな課題である。

#### む す

び

よりになってきた。それが一三世紀以降外国船舶の通航及び漁業権域などに関する紛争を背景として、領海概念が生 領海概念の変遷を見る時、古代から中世初期には通商路の確保から、海洋に対する公権力支配のほう芽が見られる

ずるようになった。

「視界説」や「実力説」が生ずるようになった。 近世になると、近海の管轄権及び中立水域設定・漁業の保護策などの観念が生育しはじめ、 管轄の範囲 に 関 へする

権」や「公海自由の原則」・「領海幅」なども具体化して行き、漁業の発達による「漁業水域」や第一次世界大戦から 考えられ、しだいに中世的「閉鎖海論」から「領海理論」ができ始めたのである。 また、これに伴って「無害 通 の「中立水域の限界」や「接続水域」などの理論化の進展も見られるようになった。 八世紀に入り、通商貿易が盛んになると、一層論争や紛争が広まり、領海幅の「着弾距離説」や「監視水域」 が

なり、現代的領海制度の法典化への努力となってきたのである。 これらは、その時代における国力の消長による力(power)関係の反映が、海洋における権域の広狭を示すように

米およびアフリカ海域の漁業問題、そのうえ海峡通航や海洋汚染問題も加わり、各国の権益海域設定の主張は複雑で 最近は東南アジアやペルシャ湾、東亜などの海底石油問題、太平洋の深海開発問題、太平洋・大西洋の北部や中南

その趨勢は、発展途上国側の主張が優勢で、先進国側も領海一二カイリや、条件つき経済水域二〇〇カイリを認め

よらとする傾向も現れ、これらによる影響は大きいだけに、今後も多くの論議を呼ぶものと思う。

アレキサンダー(Alxandre) は、沖合水域を沿岸構成体(Coastland conplex)であると称し、「沖合水域は、文化

る。最近のような趨勢では、境界線概念を陸地から海の方向へと変えざるを得なくなるであろう。ジュリアン・ミン 的にも、自然的にも常時変貌しつつある状態にあるため、沖合境界線の本質もまた変りつつある」と結論を下してい

かれるべき境界線と言ってよく、この境界線の設定によって、地球の政治的断片性は完成されるであろう」と言って (Julian Mingi) は、「沖合地理・理論的考察」のあと書のなかで「海洋は、国家体制の伸張において最後にひ

予断を許さない情勢であり、フロンティアも、しだいにバンダリー (Boundary) 化して行く現象ともなっている。 は、一九世紀以来の先進国的発展思想を根本的に問い直さなければならない時期に来ており、海洋制度のなりゆきも いることからも、海洋はフロンティア(Sea Frontier)の一部であり、最近のような資源ナショナリズムの情勢下で

も言うべきで、これからの海洋法会議は、国際法規(International Code)の設定が、各国の単なる国際政治 公海の自由も制約されつつあり、一九世紀末を陸の政治区画時代とするならば、二〇世紀末は海の政治区画時代と

tional Policies)の表明時代を経験しながらも、しだいに結実させて行かなければならない。

注

1

高林秀雄著「領海制度の研究」、一〇頁、一九六八 高林秀雄著、

一三頁、一九六八

5 塚原尚道「領海および領海制度」、外務省調査月報、三二~三三頁、一九六八、五

(3)(4) 前掲(2)、一三頁、二二頁

- 6 大塚博比古「領海の幅員とその決定」、(その一)、外務省調査月報、二五頁、一九六〇、七
- 前掲(5)、三二頁
- 8 山口平四郎「海洋の地理」、一九頁、一九七二
- 9 川上健三「海の歴史地理」、歴史地理学会紀要、一三巻、六頁、一九七一
- 前掲(6)、三一七頁、一九六〇、七
- (12)(13) 前掲(1)、三八頁、一九六八 前掲(6)、二六頁
- <u>15</u> 前掲(1)、三五頁

(4) 前掲(6)、二五頁

- (16)(17) 前掲(6)、二五頁~二六頁
- 18 前掲(1)、四〇頁~四一頁
- この項の諸紛争の説明は、前掲(1)によるところが多い。
- Julian V. Minge; Boundary Studies in Political Geography, Annals of the Association of American Geographers. Sept, p. 408~428. 1963
- 21 川上健三「領海制度と地理学上の問題」、地理、六二頁、一九五七、一一
- Капитан 2 ранга Р. Сорокин, В·Минин ; Некоторые аспекты прблемы ширины территориальных Бод Морской Сборник. 1973, 10.
- 23 領海の幅員に関する各国の主張、レファレンス、国会図書館、調査立法考査局、七三頁、一九七二、七
- 24 Против дезинформаций и клеветы Международн, право в хунвзй биновской инерваций, Международнал Жизнь. 1973. 5.
- 25 太田晃舜「日本の海洋境域に関する一考察」、日本政治地理学会、政治地理、第一集、一二四頁~一二六頁、一九六〇

- (26) 前掲 (二二頁)
- (37)(28) 川上健三「領海・公海・大陸棚・領空」、政治地理、木内信蔵編、八八頁、一九六八
- (2) 「海洋石油資源開発と国際海洋法の動向」~国連海底平和利用委員会の最近の動き~、通商産業省、鉱山石炭局、海洋開 発室、天然ガス、一頁、一九七三、七
- (32)(33) 前掲(20)

(34) 情報資料

30 31

木内信蔵、政治地理学、八五頁、一九六八 小堀巖「アラビア半島の諸国」、新世界地理、五、二〇〇~二六六頁、一九六七